

## 4の項（19）航空機又は船舶搭載用の重力計・重力勾配計

[政令]

4の項（19）航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計

[省令] 省令第3条第二十号、第二十号の二

二十 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計であつて、精度が0.7ミリガル以下のもののうち、測定所要時間が2分以内のもの。（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品  
 二十の二 航空機搭載用若しくは船舶搭載用の重力勾配計（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

[運用通達における「輸出令別表第1中解釈を要する語」] (注) 参照する語は、政省令に<sup>(下線)</sup>で示す。

貨物等省令第3条第二十号及び第二十号の二中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
---------------------------	--	----------------------

[省令等の解説]

### (1) 概要

重力データが戦略的に重要な理由は、「ミサイルの打上げはその推進力によるが、落下の振舞いは重力によって決まり、落下目標点の近傍で重力が〔大〕なら手前に着弾し、〔小〕なら向こう側に落ちるので、敵地の重力値の分布が弾道ミサイルの命中精度を左右する。」からである。

主として、巡航ミサイルの慣性航法装置の初期値の設定における航法計算の重力補正用にこの重力計の値を入力する。

重力計は、原理的には非常に感度の優れた加速度計であり、これを垂直にアライメントして、重力を測定する装置である。

重力勾配計は、各地点の重力の高低（勾配≡分布：地点間の重力差〔相対重力〕）を測定する装置として、重力計と同様に規制される。

巡航ミサイルには、航空機と艦船から発射する形式のものがあり、発射システムも両方の環境条件に適合する必要があることから、航空機搭載用と船舶搭載用の重力計が規制される。

### (2) 規制対象

航空機用・船舶用の重力計又は重力勾配計であつて、静的又は動的精度が0.7mg以下のもののうち2分以内に表示が定常状態になるもの（測定所要時間が2分以内のもの）又はこれらの部分品を規制する。

重力計又は重力勾配計は、以下の項目に対する設計仕様、カタログ・仕様書等により、メーカーが保証する値に基づき判定する。